議案第５５号

専決処分の報告並びに承認を求めることについて

地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分した次の事件「専決第１０号嘉島町「令和８年熊本地震」に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例の制定について」を同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和８年１１月２日提出

嘉島町長　鍋田　平

専決第１０号

嘉島町「令和８年熊本地震」に係る災害被害者に対する町民税等の
減免の特例に関する条例の制定について

嘉島町「令和８年熊本地震」に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和８年９月２８日専決

嘉島町長　鍋田　平

（提案理由）

令和８年熊本地震の被災者で町民税等の納税義務者に対する町民税等の軽減及び免除について定めることにより、被災した納税義務者の生活再建を支援するために本条例を制定する必要があるので、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分にする。

嘉島町「令和８年熊本地震」に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例

（災害減免の特例）

第１条　「令和８年熊本地震」（以下「災害」という。）による被害者に対し、令和８年度に課する当該年度分の個人の町民税、固定資産税、国民健康保険税（以下「町民税等」という。）については、天災その他特別の事情がある場合、その被害者に対する町税の減免に関する条例（昭和32年嘉島村条例第１号）及び天災その他特別の事情がある場合、その被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例（平成13年嘉島町条例第１号）の規定にかかわらず、この条例の定めるところによる。

（定義）

第２条　この条例において「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」とは、被害認定調査（災害の被害認定基準について（令和３年６月24日付府政防第670号内閣府政策統括官（防災担当）通知）及び災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和８年６月内閣府（防災担当））に基づく判定結果。）に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の２に規定する罹災証明書で証明を受けた損害の程度をいう。

（町民税の減免）

第３条　町長は、町民税の納税義務者（個人に限る。以下この条において同じ。）が、災害により次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該納税義務者に対し、令和８年度に課する当該年度分の町民税の税額のうち災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものについて、当該税額にそれぞれ当該各号に掲げる率を乗

じて得た額を軽減し、又は免除する。

（１）　死亡した場合　全部

（２）　生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けることとなった場合　全部

（３）　障害者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第292条第１項第10号に規定する者をいう。以下同じ。）となった場合　10分の９

２　町長は、町民税の納税義務者のうち、その者（納税義務者の法第292条第１項第８号に規定する控除対象配偶者又は法第292条第１項第９号に規定する扶養親族を含む。）の居住する住宅につき、災害により受けた損害の程度が半壊以上であるもので、前年中の法第292条第１項第13号に規定する合計所得金額（法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第４項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第314条の２の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第35条第５項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第314条の２の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第35条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第35条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、これらの金額を含む。以下同じ。）が、1,000万円以下であるものに対しては、当該納税義務者に対し令和８年度において課する当該年度分の町民税の税額のうち、災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものについて、次の表に掲げる区分により軽減し、又は免除する。

令和７年中の合計所得金額	住宅が半壊・中規模半壊と判定されたときの軽減又は免除の割合	住宅が大規模半壊と判定されたときの軽減又は免除の割合	住宅が全壊（※）と判定されたときの軽減又は免除の割合
500万円以下であるとき	２分の１	４分の３	全部
750万円以下であるとき	４分の１	８分の３	２分の１
750万円を超えるとき	８分の１	16分の３	４分の１

※公費解体で、住宅を解体又は解体が決定した時点で全壊とみなす。

３　町民税の納税義務者が、前２項及び第７条の規定中複数の規定に該当する場合は、軽減又は免除の割合が最も大きいものを適用する。

（固定資産税の減免）

第４条　町長は、固定資産税の納税義務者で、その者の所有に係る土地につき、災害により現状に復することが困難で本来の使用ができなくなったものに対しては、令和８年度に課する当該年度分の固定資産税の税額のうち災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものについて、次の表に掲げる区分により軽減し、又は免除する。

損害の程度	軽減又は免除の割合
被害面積が当該土地の面積の10分の８以上で	全部

あるとき	
被害面積が当該土地の面積の10分の６以上10分の８未満であるとき	10分の８
被害面積が当該土地の面積の10分の４以上10分の６未満であるとき	10分の６
被害面積が当該土地の面積の10分の２以上10分の４未満であるとき	10分の４

２　町長は、固定資産税の納税義務者で、その者の所有に係る家屋につき災害により損害を受けたものに対しては、当該損害を受けた家屋に対し、令和８年度に課する当該年度分の固定資産税の税額のうち災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものについて、次の表に掲げる区分により軽減し、又は免除する。

損害の程度	軽減又は免除の割合
全壊（※）と判定されたとき	全部
大規模半壊と判定されたとき	10分の６
中規模半壊又は半壊と判定されたとき	10分の４

※公費解体で、家屋を解体又は解体が決定した時点で全壊とみなす。

３　町長は、固定資産税の納税義務者で、その者の所有に係る償却資産につき災害により損害を受けたものに対しては、当該損害を受けた償却資産に対し、令和８年度に課する当該年度分の固定資産税の税額のうち災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものについて、次の表に掲げる区分により軽減し、又は免除する。

損害の程度	軽減又は免除の割合
廃棄又は復旧不能のとき	全部
修理費が評価額の10分の６以上であるとき	10分の８
修理費が評価額の10分の４以上10分の６未満であるとき	10分の６
修理費が評価額の10分の２以上10分の４未満であるとき	10分の４

（国民健康保険税の減免）

第５条　町長は、国民健康保険税の納税義務者（その世帯に属する被保険者を含む。以下同じ。）が、災害により次の各号のずれかに該当することとなった場合においては、当該納税義務者に対し、令和８年度に課する当該年度分の国民健康保険税の税額のうち、災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものについて、当該税額にそれぞれ当該各号に掲げる率を乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

（１）　死亡した場合　全部

（２）　障害者となった場合　10分の９

２　町長は、国民健康保険税の納税義務者のうち、その者の居住する住宅につき、災害により受けた損害の程度が半壊以上であるもので、前年中の法第292条第１項第13号に規定する合計所得金額が、1,000万円以下である者に対しては、当該納税義務者に対し、令和８年度において課する当該年度分の国民健康保険税の税額のうち、災害を受けた

日以後に納期の末日の到来するものについて、次の表に掲げる区分により軽減し、又は免除する。

令和７年中の合計所得金額	住宅が半壊・中規模半壊と判定されたときの軽減又は免除の割合	住宅が大規模半壊と判定されたときの軽減又は免除の割合	住宅が全壊（※）と判定されたときの軽減又は免除の割合
500万円以下であるとき	２分の１	４分の３	全部
750万円以下であるとき	４分の１	８分の３	２分の１
750万円を超えるとき	８分の１	16分の３	４分の１

※公費解体で、住宅を解体又は解体が決定した時点で全壊とみなす。

３　国民健康保険税の納税義務者が、前２項及び第７条の規定中複数の規定に該当する場合は、軽減又は免除の割合が最も大きいものを適用する。

（減免の申請）

第６条　この条例の規定によって町民税等の減免を受けようとする者は、嘉島町税条例施行規則（平成５年規則第４号）に定める様式により、申請書を町長に提出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、町長は第２条に基づく損害の程度及びこれに類する町所

有の客観的資料により町民税等を減免すべき事由があることが明らかであると認められるときは、前項の規定による申請を省略し、職権により減免することができる。

（特例の除外）

第７条　家財の被害に係る減免については、この条例は適用せず、天災その他特別の事情がある場合、その被害者に対する町税の減免に関する条例（昭和32年嘉島村条例第１号）又は天災その他特別の事情がある場合、その被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例（平成13年嘉島町条例第１号）の規定を適用する。

（減免の取消し）

第８条　町長は、虚偽の申請その他不正の行為により町民税等の減免を受けた者があると認めたときは、直ちにその者に係る減免を取り消すものとする。

２　町長は、減免を受けようとする者が、令和７年分の所得について修正申告を行い、第３条及び第５条に定める区分に該当しなくなったときは、直ちにその者に係る減免を取り消すものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、令和８年７月28日から適用する。